

議案第122号

北上市立児童遊園条例の一部を改正する条例

北上市立児童遊園条例（平成3年北上市条例第96号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
（名称及び位置） 第2条 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>鍛冶町児童遊園</td><td>北上市鍛冶町二丁目58番1</td></tr><tr><td>村崎野児童遊園</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	名称	位置	鍛冶町児童遊園	北上市鍛冶町二丁目58番1	村崎野児童遊園	[略]	[略]		（名称及び位置） 第2条 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>村崎野児童遊園</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	名称	位置	村崎野児童遊園	[略]	[略]	
名称	位置														
鍛冶町児童遊園	北上市鍛冶町二丁目58番1														
村崎野児童遊園	[略]														
[略]															
名称	位置														
村崎野児童遊園	[略]														
[略]															
備考 改正部分は、下線の部分である。															

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月19日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

鍛冶町児童遊園を廃止しようとするものである。